

皆さん、知っていますか？

していかにりしゃせいと

指定管理者制度



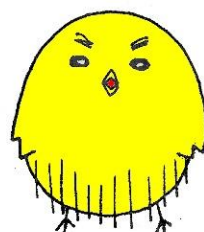
指定管理者制度とは？

皆さんは「指定管理者制度」というものをご存知ですか？公共施設（地域学習センター・図書館など）の管理・運営を**民間企業**に委託することができる制度です。2003年9月に地方自治法が一部改正されたことで、この制度を導入する自治体も増え、スターバックスやT S U T A Y Aも図書館の運営に乗り出しています。

このように民間企業のノウハウを活かすことで、多様化する区民のニーズに、より効率的・効果的に対応し、新たな公共空間を作り出しています。

指定管理者制度の
メリットとは・・・

区民への
サービス向上と
経費削減です！！



どうやって受託会社を決めるのか？

受託会社はプロポーザル方式と業務評価で決定します！

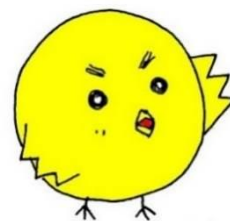
プロポーザル方式とは業務の委託先を決める際に、複数の企業が企画を提案し、その中から優れた提案を選定することです。さらに指定管理者による自己評価や、区担当者・外部による評価、施設利用者による評価などの業務評価によって決まります。受託会社が決まると、地域学習センターは**5年間**管理を任せられます。



27年度からまた5年間運営していきます！

中央本町地域学習センター・やよい図書館は
ヤオキン商事株式会社が受託しています！

指定管理が生み出す「新たな公共空間」



《ヤオキン商事株式会社》 “明るく豊かな社会をつくる”

明治38年（1905）に創業、元は野菜の小売業を営んでいて、「やおやの金さん」略して八百金が社名の由来です。現在は、自動車関連、住宅設備、不動産、エネルギー・燃料関連と様々な事業を展開しています。そしてアウトソーシングとしての公共施設の指定管理受託や、学校用務の管理運営事業も平成17年（2005）から始めました。

指定管理者・ヤオキン商事だからできること

私たちヤオキン商事が指定管理者制度を考える上でのキーワードは、「新しい公共空間」です。各自治体は厳しい財政状況のため縮小化が進み、多様化する世間のニーズに対応しきれずにいます。ヤオキン商事は幅広い要望に対応していける「新しい公共空間」を築いていきます。そして、指定管理者として社員の育成にも力を入れ、皆さんが安心して業務を任せたいと思える企業を目指しています！

アウトリーチ活動



サークルさんとセンターの共同事業です。サークルさんの日頃の学習や練習の成果を発表できる場として、高齢者施設などを紹介しています。



フリースペースの改善

フリースペースでの軽食が可能になり、座席数も増えました。ただの休憩スペースでなく、子どもたちの「安心できる居場所作り」を実現！



講座数の増加

ダンス・語学・ナン作り体験など、講座の種類が格段に増えました。また、和光堂やヤクルトといった企業とも連携し、幅広いニーズに応えていきます。

